

静岡県告示第636号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する沼津港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和5年10月27日

沼津港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川勝平太

1 概要を変更する施設

(1) 変更前

種類	名称	位置	能力
浮さん橋	内港浮棧橋	沼津市千本港町 128番9地先	延長 50.0m、水深 -3.5m 主要用材 PCハイブリット製 対象船舶船型 122G.T、船席数 1

(2) 変更後

種類	名称	位置	能力
浮さん橋	内港浮棧橋	沼津市千本港町 128番9地先	延長 85.0m、水深 -3.5m 主要用材 PCハイブリット製 対象船舶船型 122G.T、船席数 2

2 供用開始日

令和5年10月27日